

## 第4章

### カンボジア人民党による地方支配の構造 —地方議会と地方選挙を中心に—

山田 裕史

#### 要約：

1979年に政権を掌握して一党独裁を敷いたカンボジア人民党は、1980年代を通じて中央レベルから地方レベルの末端に至るまで党組織を建設し、その党組織が指導する国家機関を通じて地方レベルにおける支配を確立した。

カンボジアは1990年代初頭に複数政党制に基づく定期的選挙という民主的政治制度を導入したが、とくに地方レベルでは人民党組織と国家機関の密接な結び付きが現在に至るまで実態として存在している。カンボジアにおける地方選挙と地方議会は、こうした政治的文脈のなかで2000年代に導入された。

その結果、地方選挙と地方議会の導入は民主化や地方分権化の進展にはつながらなかった。むしろ、地方選挙は人民党の勝利を確実にする選挙サイクルの一翼を担い、一方、地方議会は政治ポストの配分による人民党内の権力分有という機能を持ち、ともに人民党支配の維持・強化を支える役割を果たしている。

キーワード： カンボジア、カンボジア人民党、独裁、権威主義、地方議会、地方選挙

#### はじめに

1979年1月にポル・ポト政権を打倒して政権を掌握したカンボジア人民党は<sup>1</sup>、1980年代末から1990年代初頭の国際環境と政治制度の変化に順応して、40年以上の長期にわたって政権の座を維持している。人民党の長期支配を可能にする要因として先行研究では、同党による選挙や議会といった民主的政治制度の活用やパトロン・クライアント関係に基

---

<sup>1</sup> 政権掌握時の党名はカンプチア共産党。1981年6月の第4回党大会でカンプチア人民革命党に改称し、さらに1991年10月の臨時党大会でマルクス・レーニン主義を放棄してカンボジア人民党に改称した。

づく資源配分などが指摘されている (Heder 1995; Un 2005; Case 2011; Hughes and Un 2011; Un 2011; 山田 2011; 2015; Morgenbesser 2016)。

これらのなかで、人民党による民主的政治制度の活用について論じた先行研究が対象としたのは中央レベルにおける選挙や議会であり、地方選挙や地方議会が人民党支配の持続にどのように寄与してきたのかについては、これまで十分に検討されてこなかった。

また、カンボジアにおける地方行政の制度と実態に関する研究 (自治体国際化協会シンガポール事務所 2015; 岡島 2017) や地方分権化に関する研究 (Kim and Öjendal 2007; Heng, Kim, and So 2011; Eng 2016; Eng and Ear 2016) では地方選挙や地方議会に関する言及はみられるものの、人民党による体制維持という観点から両制度の役割・機能に注目したものは少ない。

こうした研究状況を踏まえて本章は、人民党がその支配の維持・強化を目的に、地方議会と地方選挙をどのように活用しているのかを明らかにするための準備作業として、人民革命党が一党独裁を敷いた 1980 年代と、民主的政治制度を採用した 1993 年以降の現体制下における人民党による地方支配の構造を、地方議会と地方選挙に焦点を当てて検討する。

本章は以下の順に議論を進める。まず第 1 節では、現在のカンボジアにおける地方議会と地方選挙の前史として、人民革命党政権期 (1979～1993 年) の地方支配の構造を概観する。具体的には、マルクス・レーニン主義を掲げる人民革命党が、中央レベルから地方レベルの末端に至るまで党組織を建設し、その党組織が指導する国家機関を通じて地方レベルにおける支配を確立したことを論じる。

次に第 2 節では、1993 年に成立した現体制下における人民党による地方支配の構造を概観したうえで、2000 年代以降に導入された地方議会と地方選挙の概要を整理する。ここではとくに、人民党と政府の地方支援ワーキング・グループを例に挙げ、現体制下においても地方レベルでは実態として、人民党組織と国家機関が密接に結び付いていることを指摘する。

続く第 3 節では、地方選挙がどのように人民党支配の維持と強化に寄与しているのかを、選挙サイクルという点に着目して検討する。具体的には、人民党が各種選挙を導入する順序と選挙の種類 (直接選挙か間接選挙か) を巧妙に組み合わせ、自らが常勝する選挙サイクルを構築したことを明らかにする。

そして最後に、地方議会と地方選挙が人民党支配の維持・強化に果たす役割の一端として、とくに地方議会は人民党内における権力分有という機能をもっていることを指摘するとともに、来年度の研究課題について言及することをもって結びとする。

## 第 1 節 人民革命党政権期の地方支配の構造 (1979～1993 年)

### 1. 党国家の建設

人民党の前身であるカンプチア人民革命党は 1979 年 1 月、ポル・ポト政権を打倒して政権を掌握した。人民革命党は 1991 年 10 月までマルクス・レーニン主義を指導原理に掲げ、ポル・ポト政権崩壊後のカンボジアにおいて党国家体制の構築を進めた。党国家体制とは、「単一支配政党が重要諸政策を排他的に決定し、その政策が国家機関にとって直ちに無条件に義務的となり、かつ党組織と国家機関が機能的にも実体的にもかなりの程度オーバーラップしている——そのことは同時に、党自体が権力機関的要素をもつものに変質するという面を内包する——という関係」(塩川 1993, 36) が確立した体制と定義される。

人民革命党による党国家建設を論じるうえで特筆すべきは、ポル・ポト政権によって国家機関が完全に破壊されたため、1979 年 1 月時点のカンボジアには、人民革命党が指導すべき国家機関そのものが存在しなかった点である。したがって、人民革命党が行ったことは、党組織と国家機関を同時に建設することであった。この点こそが、カンボジアにおける党国家建設の特殊性といえる。人民革命党はベトナム人「顧問」の指導のもと、中央省庁や地方行政機関、国軍などを再建し、1981 年には一党独裁体制下で選挙を実施して国民議会を開設し、憲法を採択するなど国家機関の整備を進めた。

人民革命党による国家機関に対する一元的指導は、次のような統治の仕組みに基づいて行われた。まず、最高指導部である党中央委員会政治局が重要な諸政策を決定する。その政策の履行にあたるのが国家機関である。党指導部は民主集中制に基づき中央から地方の末端にいたるまで建設した党組織を通じて、各国家機関による政策履行の指導と監督を行う。そして国家機関がこれらの諸政策を実行する際、大衆組織が各級党組織の指導のもとで国民を動員する役割を担った<sup>2</sup>。

以上のような統治の仕組みのもと、政治局員や中央委員といった党指導者の多くが中央国家機関の要職を兼任することで、党が定めた諸政策を直接履行した。たとえば、ヘン・サムリンが国家評議会議長、チア・シムが国民議会議長、フン・センが首相兼外務大臣というように、党指導部と国家機関の要職における人的一体化がみられた。こうした党と国家の政治的一体性という特徴は、後述するように地方レベルにおいても同様であった。

## 2. 党組織を通じた地方支配

人民革命党政権は、ポル・ポト政権によって破壊された国家機関を再建するうえで、①州—②郡—③行政区という、フランス植民地期の 1920 年代から続く 3 層制の地方行政区分を復活させた<sup>3</sup>。同政権発足当初のカンボジアの国土は、まず 18 の州 (*khet*) と 2 つの

---

<sup>2</sup> 代表的な大衆組織として、カンプチア祖国建設防衛団結戦線、カンプチア労働組合、カンプチア人民革命青年同盟、カンプチア女性協会などが挙げられる。これら 4 団体の議長には、国民議会への法律案提出権が付与された。

<sup>3</sup> ポル・ポト政権は従来の 3 層制の行政区分を廃止し、複数の州を統合して 6 つの管区 (*phoum pheak*) を創設した。管区は地域 (*tomban*) に、地域は郡 (*srok*) に、郡は行政区 (*khum*) に、

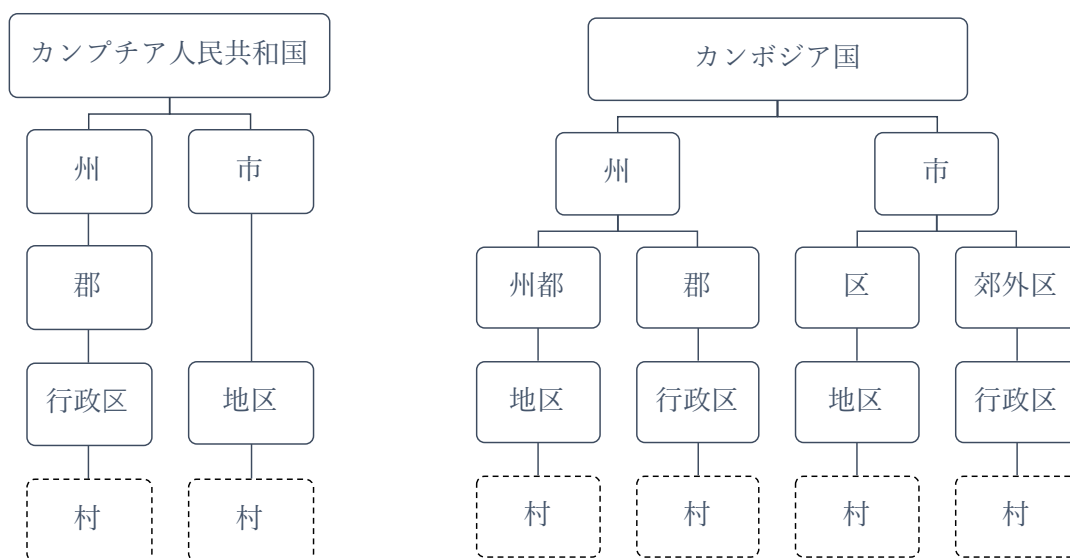
中央直轄市 (*krong chomnoh rath omnach machchhum phteal*, 以下, 市と表記) に区割りされた<sup>4</sup>。州は郡 (*srok*) に区割りされ, さらに郡は行政区 (*khum*) に区割りされた。一方, 市は地区 (*sangkat*) に区割りされた<sup>5</sup>。なお, 憲法に規定されていないため正式な行政区分ではないが, 地区と行政区は複数の村 (*phoum*) が集まって構成されている (図 1 を参照)。

その後, 1989 年 4 月の憲法改正にともない, 州は州都 (*ti ruom kheth*) ならびに郡に, 州都は地区に, 郡は行政区に細分化された。一方, 市と地区の間に区 (*khan*) ならびに郊外区 (*srok cheay krong*) が新設された<sup>6</sup> (図 1 を参照)。

図1 人民革命党政権期の行政区分 (1979~93年)

(1) 1979~89年

(2) 1989~93年



(出所) カンボジア人民共和国憲法およびカンボジア国憲法をもとに筆者作成。

人民革命党はこうした 3 層制の行政区分に対応する形で, ①州・市レベル, ②郡・州都・区レベル, ③基礎 (*moulthan*, いわゆる「初級」) レベルに党組織を建設した (*Pak Pracheachon Padivatt Kampuchea* 1985, 44)。基礎レベルとは, 行政区・地区のほか, 工場, 企業, 農場, 病院, 学校, 軍などを指す。

3 人以上の党員を有する場合は, 党支部 (*sakha pak*, いわゆる「党細胞」), あるいは基

行政区はサハコー (*sahakor*) と呼ばれる集団農場に区分けされた (Dy 2007, 28)。

<sup>4</sup> 1988 年 1 月にはバッドンボーン州から 5 つの郡が切り離され, ボンティアイ・ミアン・チェイ州が新設された。これにより 19 州・2 市となった。

<sup>5</sup> カンボジア人民共和国憲法第 71 条。

<sup>6</sup> カンボジア国憲法第 71 条。

礎部分党 (*pak pheak moulthan* いわゆる「初級党組織」と呼ばれる党の基礎組織を設立する。そして党支部において党員が3~6人の場合は書記のみを、7人以上の場合は書記を含む党支部委員会 (*kanakkamathikar sakha pak*) を選出する。一方、州・市レベルと郡・州都・区レベルでは、5年に2度開催される代表者大会で党委員会を選出し、その党委員会が書記、副書記、党委員会常任委員会(9人以上の党員を抱える党委員会のみ)、検査委員会を選出するという構造である (Pak Pracheachon Padvatt Kampuchea 1985, 51-54, 63-68)。

人民革命党が地方支配を確立する過程で最初に直面した問題は、地方レベルにおける指導者の不足であった。政権掌握時の党員数はわずか200人程度であり、これらの党員の多く、とりわけイデオロギー的に堅固な党員は、中央レベルの党組織や国家機関の要職に就いた。したがって、地方レベルの党組織や国家機関の指導者として各州に配置できる党員の数は非常に限られていた。

こうした地方レベルにおける指導者の不足を、人民革命党は次の2つの方法で補おうとした。第1に、ポル・ポト政権下でヘン・サムリン、チア・シム、フン・センらが中堅幹部を務めていた東部管区(203管区)<sup>7</sup>出身者の起用である。人民革命党は、革命闘争の経験をもち、地方の状況に精通していた東部管区出身者を、地方党組織のトップである州党書記や、州知事に相当する州人民革命委員会委員長に任命した (Gottesman 2002, 54)。

第2に、党最高指導部である党中央委員会政治局員による<sup>8</sup>、各州・市の直接的または間接的な監督である。まず、①フン・セン、②チア・ソット、③ブー・トーンら3人の副首相にはそれぞれ、①コンボン・サオム市(現プレア・シハヌーク州)とコンボン・チャーム州、②プレイ・ヴェーン州とバッドンボーン州、③ラタナキリー州などの北東部を監督する権限が付与された (Gottesman 2002: 131-132)。また、サーイ・プートーンは出身地のコホ・コン州党書記兼知事に戦友のルン・プラムケソーンを、ヘン・サムリンはスヴァーイ・リアン州党書記兼知事に実兄のヘン・ソムカイを任命したほか、チア・シムは内務大臣の座を利用して親族や側近を州党書記や州知事として地方に配置した (Gottesman 2002, 54)。

こうした中央から地方の村落レベルにまで建設した党組織のネットワークを通じて、人民革命党は地方の末端にいたるまで国家権力、政治権力の浸透を実現させたのであった。このような「組織力のある政治集団の地方社会や行政府への介入は、民主カンプチア時代のオンカー<sup>9</sup>による暴力的支配の時期を除けば、おそらくカンボジア史上初めての経験であ

---

<sup>7</sup> 現在のプレイ・ヴェーン州とスヴァーイ・リアン州全土と、コンボン・チャーム州、クロチエ州、コンダール州の一部を指す。

<sup>8</sup> 1981年5月の第4回党大会時の党中央委員会政治局の序列と構成は、以下のとおり。①パエン・ソヴァン、②ヘン・サムリン、③サーイ・プートーン、④チア・シム、⑤ブー・トーン、⑥フン・セン、⑦チア・ソット、⑧チャン・シー。

<sup>9</sup> オンカー (*angkar*) は「組織」の意。ポル・ポト派はカンプチア共産党の存在を隠すために、

ると」(高橋 2001, 99) される。

### 3. 地方行政機関としての人民革命委員会

人民革命党政権下の地方レベルでは、3 層制の行政区分に対応する形で人民革命委員会が設置された<sup>10</sup>。地方の建設を目的とする人民革命委員会は、党組織の指導と監督のもと、党が決定した政策を執行する機関であり、地方議会という位置づけにはない。

各層の人民革命委員会の選出方法と任期は、以下のとおりである(表 1 を参照)。まず、末端の行政区・地区人民革命委員会は、住民の直接投票によって3年ごとに選出される。一方、州都・郡ならびに区・郊外区人民革命委員会は、行政区・地区人民革命委員会の代表者、州都・郡ならびに区・郊外区レベルの祖国建設防衛団結戦線の代表者と同戦線のメンバーである大衆組織の代表者によって5年ごとに選出される。また、州・市人民委員会は、州都・郡ならびに区・郊外区人民革命委員会の代表者、州・中央直轄市レベルの祖国建設防衛団結戦線の代表者と同戦線のメンバーである大衆組織の代表者によって5年ごとに選出される(Akka Lekhathikarathan Krom Pruksar Thammanunh 2011: 225-226)。なお、人民革命委員会は委員長、副委員長、委員によって構成され、委員長は当該レベルの地方行政の長に相当する<sup>11</sup>。

住民の直接投票によって行政区・地区人民革命委員会が選出されたのは、人民革命党第4回大会が開催される前後の1981年前半のことである。まず1981年2~3月、または治安上の問題から一部の地域では4月に選挙が実施された。人民革命党政権下で初の選挙となったこの地方選挙は、同政権の行政能力を試す機会であると同時に、同年5月に予定されていた国民議会議員選挙の予行演習としての意味合いをもっていた。

ポル・ポト派らとの内戦を遂行するなか、実際にどの程度の範囲で選挙を実施できたのか正確な数字は不明だが、全国1,279の行政区と地区のうち、7割近くにあたる870カ所で選挙が実施された(Slocomb 2003: 79-80)。憲法は選挙を3年ごとに実施することを規定していたが、実際には1981年選挙以降、人民革命党政権下で行政区・地区人民革命委員会の選挙は実施されなかった。1981年選挙で選出された委員が死去などにより交代する場合は、事実上の任命制が採られた。

中央レベルでみられた党組織と国家機関の人的一体化という現象は、地方レベルでより顕著であった。プノンペン以外では地方党組織と人民革命委員会が構成員上も機能上も完全に一体化している場合が多かった(Slocomb 2003, 61)。こうして人民革命党は、党組織

---

「党」に代わる用語として「オンカー」、または「革命組織」を意味する「オンカー・パデヴォアット (*angkar padivatt*)」を用いた。また、ポル・ポト政権下では国家の統治者や国家権力を示す漠然とした意味で使われた。

<sup>10</sup> 1989年の憲法改正にともない、人民革命委員会は人民委員会に改称された。

<sup>11</sup> たとえば、州人民革命委員会委員長は州知事に相当する。

と不可分に結び付いた国家機関を通じて地方支配を確立したのだった。1980年代を通じて構築されたこの地方支配の構造は、次節で詳述するように、1990年代初頭の民主的政治制度の導入後も、実態として継続することとなる。

表1 地方レベルの党組織と国家機関の概要（1989年4月）

行政区分	党組織	国家機関			
		名称	任期	選出方法	構成
州・市	党支部委員会 (または党支部)	人民委員会	5年	間接選挙	9～15人 (うち常任委員3～5人)
州都・郡・区・郊外区	党支部委員会 (または党支部)	人民委員会	3年	間接選挙	7人 (うち常任委員3人)
行政区・地区	党支部委員会 (または党支部)	人民委員会	3年	直接選挙	5人 (うち常任委員2人)

(出所) Pak Pracheachon Padvatt Kampuchea (1985) および Sathearantarath Pracheameanit Kampuchea (1986, 1988a, 1988b) をもとに筆者作成。

## 第2節 現体制下の地方議会と地方選挙（1993～2019年）

### 1. 現体制下の地方行政区分

国連による暫定統治を経て現体制が成立した1993年当時のカンボジアの国土は、人民革命党政権期と同様、まず19の州と中央政府直轄の2つの市に区分された。州は郡に、郡は行政区に区割りされ、同様に市は区に、区は地区に区分された（図2を参照）<sup>12</sup>。その後、1990年代後半にカエプ市とパイリン市、ウッドー・ミアン・チェイ州が新設され、20州および4市となった。

こうした地方行政区分は2008年2月の憲法改正によって、①首都—②区—③地区、ならびに、①州—②市・郡—③地区・行政区に再編された（図2を参照）<sup>13</sup>。それにもない中央政府直轄の4市のうち、プノンペンが首都と規定され、プレア・シハヌーク、カエプ、パイリンの3市は州と位置づけられた。2013年12月にはコンボン・チャーム州から分割される形でトゥボーン・クモム州が新設され、現在は1都・24州となっている。

第1層の首都・州と第2層の市・郡・区は、知事をはじめとする行政職員に内務省職員が任命されており、地方自治体というよりも国の出先機関として位置づけられる。一方、

<sup>12</sup> カンボジア王国憲法第145条。

<sup>13</sup> カンボジア王国憲法第145条—新(1)。

第3層の行政区・地区は地方自治体としての性格が強く、住民による直接選挙によって選ばれた評議会の議員が業務を担っている。

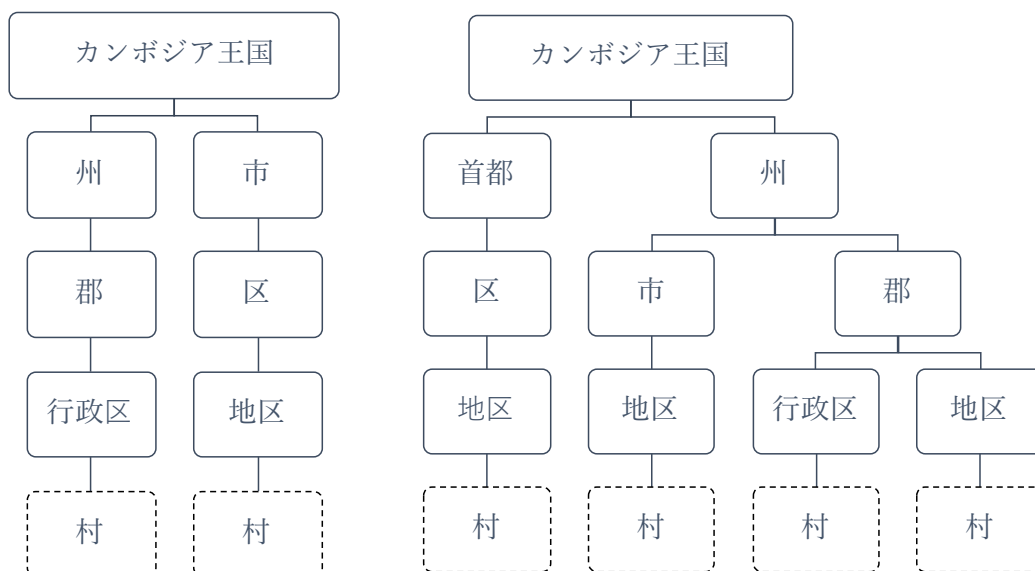
詳細は後述するが、まず2002年に、18歳以上の国民による直接選挙で第3層の行政区・地区に行政区・地区評議会（以下、コミューン評議会）が設置され、次いで2009年に、コミューン評議会議員による間接選挙で第1層の首都・州と第2層の市・郡・区にそれぞれ評議会が設置された。

これらの評議会とその選挙がどのような政治的文脈のもとで機能しているかを理解するために、次項では現体制下における人民党による地方支配の構造について検討する。

## 図2 現体制下の行政区分

(1) 1993～2008年

(2) 2008年以降



(出所) カンボジア王国憲法および首都・州・市・郡・区行政管理法をもとに筆者作成。

### 2. 人民党による地方支配の構造

複数政党制を採る現体制下においても、人民党は党組織を通じた地方支配を維持している。同党は1991年10月の臨時党大会でマルクス・レーニン主義を放棄したが、党の組織原則として民主集中制を現在も維持し、1980年代と同様、3層制の地方行政区分に対応する形で地方党組織を建設している。

各行政レベルの党委員会委員長は、各行政レベルの行政機関の長を兼任するのが一般的である。たとえば、州レベルの党委員会委員長は州知事を、郡レベルの党委員会委員長は郡長を兼任する。人民党は2005年の臨時党大会以降、都知事・州知事を務める地方党幹部をほぼ例外なく党中央委員に選出するようになり、地方行政機関に対する党中央の統制を



強化している。また、首都・州評議会が設置された2009年以降、評議会議長が党委員会副委員長を兼任することが一般的となった。こうした地方行政機関と人民党組織の人的一体化は、村レベルに至るまで顕著にみられる。

他方、党最高指導部に相当する党中央委員会常任委員や、一部の有力な党中央委員には、地方支援ワーキング・グループ (*krom kargear*) の長として管轄する地域が割り当てられている。たとえば2010年代半ば時点では、チア・シム上院議長はプノンペン都、フン・セン首相はコンダール州、ソー・ケーン副首相兼内務大臣はバッドンボーン州とプレイ・ヴェーン州、ティア・バニユ副首相兼国防大臣はシナム・リアプ州の責任者であった。管轄する地域は、当該幹部の選挙区や出身地であることが多い。この党のワーキング・グループは中央レベルから行政区・地区レベルにまで設置され、それぞれ中央レベルの党幹部が責任者を務め、各地方党組織と連携して地方の開発事業を推進したり、新規党員をリクルートしたりしている。

さらに人民党は、野党・救国党が躍進した2013年7月の第5期国民議会議員選挙後、党のワーキング・グループに加えて、政府による地方支援ワーキング・グループを新設した<sup>14</sup>。この政府のワーキング・グループは、政府の政策を地方レベルにおいて確実に実行するためのものであり、主要閣僚（その多くが党中央委員会常任委員を兼任）が各地域のワーキング・グループの長を務めている。

人民党は1991年にマルクス・レーニン主義に基づく党の指導性を放棄して「党国家」の理念を理論上否定した。しかし上述のように、現体制下においてもとりわけ地方レベルでは実態として、人民党組織と国家機関が不可分に結び付いており、人民党は国家に対する強い統制を維持しているのである。

### 3. 首都・州・市・郡・区レベルの議会と選挙

上述のような人民党による地方支配の構造のもと、現体制下ではどのような地方議会と地方選挙が導入されているのだろうか。1990年代末までに政治的・軍事的な優位を確立した人民党は、2000年代に入ると地方分権化の名の下に、地方選挙を段階的に導入して議会に相当する評議会 (*krom pruksa*) を各行政レベルに設置した。カンボジアにおいて地方議会が設置されるのは、これが初めてであるという (En, 2018: 123)。首都・州および市・郡・区レベルでは2009年5月に、行政区・地区レベルでは2002年2月に、それぞれ評議会を設置するための選挙が実施された。以下、各レベルの選挙と評議会の概要を整理する。

首都・州評議会と市・郡・区評議会は、コミューン評議会議員による間接選挙によって選出され、任期は5年である。首都・州評議会選挙は首都と各州を選挙区とし、市・郡・

---

<sup>14</sup> 政府のワーキング・グループを新設した意図やその成果、具体的な人事について、筆者はまだ十分な情報を得られていない。この点については来年度の課題とする。

区評議会選挙は各市・郡・区を選挙区とする比例代表制で、議席決定方法は国民議会議員選挙と同じくドント式が採用されている。選挙運動は15日間にわたって行われ、投票日の24時間前に終了する。投票は日曜日の7時から15時に実施され、開票は各投票所で即日行われる。

これらの選挙に立候補するための主な要件は、出生時からカンボジア国籍を有する25歳以上で、選挙への参加登録をした政党の候補者名簿に記載されていることなどである。つまり、候補者は必ずいずれかの政党に所属していなくてはならず、無所属の出馬は認められていない。

評議会の定数は、首都評議会が21人以内、州評議会が9～21人、市評議会が7～15人、郡・区評議会が7～19人である<sup>15</sup>。各評議会に1人ずつ置かれる議長は、当該評議会でも多議席を有する政党の候補者名簿最上位の人物が務める。評議会議長の権限でとりわけ重要なのは、評議会の決定に基づき当該レベルの行政のトップ（正副都知事・州知事、正副市長・郡長・区長）の解任を提案できる点である。また、各評議会は立法に関する権限と執行に関する権限の双方を有する。

各評議会は、常会を1年間に少なくとも12回開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。これらの会議の定足数は、各評議会の議員総数の2分の1以上である。各評議会内には、①専門調整委員会、②女性・子ども問題諮問委員会、③調達委員会のほか、必要に応じて各種委員会が設置されている。

また、従来の正副都知事・州知事と正副市長・郡長・区長は、各行政レベルの評議会に新設された理事会（*kanak aphisal*）の構成員となった。理事会は評議会の決定を実行し、評議会に助言を行う役割をもつ。

正副都知事・州知事と正副市長・郡長・区長は従来どおり、以下のような任命制が採られている。都知事・州知事（各1人）は、内務大臣の推薦に基づく首相の提案により、王令によって勅任される。副都知事（6人以下）・副州知事（2～6人）と市長・郡長・区長（各1人）は、内務大臣の提案に基づき、首相による大臣会議令によって任命される。副市長・副郡長・副区長（2～4人）は、内務大臣による省令によって任命される。

正副都知事・州知事および正副市長・郡長・区長の任期は4年であり、同一の行政区分において同一の役職は2期8年までしか務めることができない。また、正副都知事・州知事および正副市長・郡長・区長は公務員であるため、原則として60歳で定年退職となる。

---

<sup>15</sup> 各評議会議員の給与の月額は、2018年4月時点で次のとおり。首都・州評議会議長：1,360,000 リエル（約340米ドル）、首都・州評議会議員：1,085,000 リエル（約271.25米ドル）、市・郡・区評議会議長：1,075,000 リエル（約268.75米ドル）、市・郡・区評議会議員：860,000 リエル（約215米ドル）。

#### 4. 行政区・地区レベルの議会と選挙

コミューン評議会は首都・州評議会と市・郡・区評議会よりも早く 2002 年に設置され、以下の職責と機能をもつ。同評議会は任期 5 年であり、各行政区・地区の人口と面積に応じて、5 人、7 人、9 人、11 人のいずれかで構成される<sup>16</sup>。このうち、各行政区・地区で第一党となった政党の候補者名簿最上位の者が、評議会議長と行政区長・地区長（以下、コミューン長）を兼任する。また、コミューン長を補佐するポストとして、第 1 副コミューン長（経済・財政分野の補佐）と第 2 副コミューン長（行政・社会事業・公共サービス・公共秩序の補佐）が置かれ、基本的にはそれぞれ選挙で第二党と第三党となった政党の候補者名簿最上位の者が就任する。つまり、正副都知事・州知事や正副市長・郡長・区長とは異なり、正副コミューン長は、中央政府による任命ではなく住民による直接投票によって選出されるのである。

その一方で、コミューン評議会は首都・州評議会と市・郡・区評議会と同様、立法に関する権限と執行に関する権限の双方を有する。具体的には、公安および秩序の維持、必要な公共サービスの提供、住民の福祉の向上、社会・経済開発の促進、環境および自然資源の保護、相互理解・寛容のための住民仲裁、住民のニーズを満たすための一般事務などに加え、中央政府の出先機関として、出生証明書・婚姻証明書・死亡証明書の発行や選挙人登録を行う。コミューン評議会の会議は少なくとも 1 カ月に 1 回開催され、定足数はコミューン評議会の議員総数の 2 分の 1 以上である。

各コミューン評議会には、内務省から書記官 (*smean*) が派遣され、評議会の決定を実行する。コミューン評議会の書記官は公務員であるため、60 歳で定年退職となる。

コミューン評議会は、国民議会議員選挙と同様、18 歳以上の国民による直接選挙によって選出される。選挙に立候補するための主な要件は、出生時からカンボジア国籍を有する 25 歳以上でクメール語の読み書きができ、選挙への参加登録をした政党の候補者名簿に記載されていることなどである。つまり、首都・州評議会選挙と市・郡・区評議会選挙と同じく、無所属の出馬は認められていない。

各行政区・地区を選挙区とする比例代表制で、議席決定方法はドント式が採用されている。選挙運動は 15 日間にわたって行われ、投票日の 24 時間前に終了する。投票は日曜日の 7 時から 15 時に実施され、開票は各投票所で即日行われる。

以上、本節では現体制下における人民党による地方支配の構造を概観したうえで、2000 年代以降に導入された地方議会と地方選挙の概要を整理した。次節では、地方選挙がどのように人民党支配の維持と強化に寄与しているのかを、選挙サイクルという点に着目して

---

<sup>16</sup> 各評議会議員の給与の月額は、2018 年 4 月時点で次のとおり。コミューン評議会議長：1,030,000 リエル（約 257.5 米ドル）、コミューン評議会第 1・第 2 副議長：800,000 リエル（約 200 米ドル）、コミューン評議会議員：700,000 リエル（約 175 米ドル）。

検討する。

### 第3節 人民党支配を支える選挙サイクル

#### 1. 選挙サイクルの起点——2002年コミュン評議会選挙

1990年代末までに優位を確立した人民党は、2000年代に入ると各種選挙を段階的に導入して複数の公選議会を新設した。すなわち、2002年にコミュン評議会選挙、2006年に上院議員選挙、そして2009年に首都・州および市・郡・区評議会選挙を導入したことにより、中央レベルでは国民議会と上院、地方レベルでは各層の評議会の選挙が実施されるようになったのである（表2を参照）。人民党はこれらの選挙の導入を、民主化と地方分権化の成果として喧伝した。

しかし実際のところ、各種選挙の導入は人民党による一党支配体制の確立をもたらすこととなった。人民党は、各種選挙を導入する順序と選挙の種類（直接選挙か間接選挙か）を巧妙に組み合わせ、自らの支配を強化する選挙サイクルを構築したのである。本節では以下、この選挙サイクルの構築過程を検討する。

2000年代最初の選挙であり、かつ、選挙サイクルの起点と位置づけられるのが、2002年2月に全国1,621の行政区・地区で実施された第1期コミュン評議会選挙である<sup>17</sup>。行政区・地区レベルでの住民による直接選挙の実施は、1981年前半に実施された行政区・地区人民革命委員会選挙以来、約20年ぶりのことであった。行政区・地区レベルでは、1993年にフンシンベック党と人民党を中核とする連立政権が発足した後も政党間での権力分有は実現せず、人民党が行政ポストを独占する事実上の一党独裁が継続していたのである。

こうした背景のもとで行われた第1期コミュン評議会選挙は、人民党にとって、複数政党制による選挙という民主的政治制度のもとで支配の正当性を獲得するとともに、地方レベルにおける支配のさらなる強化を図るという点で、重要な意味をもつものであった。他方、連立与党のフンシンベック党や野党のサム・ランシー党にとっては、人民党が独占する行政区・地区レベルの行政機関にポストを獲得することで、地方レベルにおける党組織建設とそのネットワークを拡大する機会であった。また、同選挙は与野党双方にとって、翌年に予定されていた第3期国民議会議員選挙の前哨戦と位置づけられた。

選挙に参加した8政党のうち、全1,621選挙区に立候補者を擁立したのは人民党のみであり、フンシンベック党は1,605選挙区、サム・ランシー党は1,501選挙区にとどまった。このことは、行政区・地区レベルでの人民党による事実上の一党独裁が継続するなかで、

---

<sup>17</sup> コミュン評議会選挙は当初、1998年5月に実施が予定されており、すでに1996年7月には選挙法案の起草作業が終わっていた。しかし、1997年の「7月政変」によって選挙の実施が延期された（四本 1999, 164）。

一部の地域では他の政党が党組織を建設できないか、党組織があっても候補者として擁立できるだけの人材がないことを示している。

選挙結果は、人民党が 61.16%の票を獲得し、1,621 選挙区中 1,598 選挙区で第一党となる地滑りの勝利を収めた。つまり同党は、コミューン長ポストの 98.58%をおさえたのである。他方、フンシンベック党とサム・ランシー党の得票率は、それぞれ 21.92%と 16.72%であり、前者は 10 選挙区で、後者は 13 選挙区で第一党の座を得た（表 3 を参照）。

この選挙の結果、複数の政党が行政区・地区レベルの行政を担うこととなり、1979 年から 20 年以上続いた行政区・地区レベルにおける人民党の一党独裁は、名実ともに終焉を迎えた。しかしその一方で、人民党は引き続きコミューン長ポストの大半を維持するとともに、複数政党制による選挙で勝利したことで、行政区・地区レベルにおいても民主的支配の正当性を獲得したのである。

表2 パリ和平協定後の選挙一覧（1993～2019年）

投票日	選挙名	選挙の種類	選挙管理機関
1993年 5月23～28日	制憲議会選挙	直接選挙	国連カンボジア暫定統治機構
1998年 7月26日	第2期国民議会議員選挙	直接選挙	国家選挙委員会
2002年 2月3日	第1期コミューン評議会選挙	直接選挙	国家選挙委員会
2003年 7月27日	第3期国民議会議員選挙	直接選挙	国家選挙委員会
2006年 1月21日	第2期上院議員選挙	間接選挙	国家選挙委員会
2006年 6月～7月	村長選挙	間接選挙	コミューン評議会
2007年 4月1日	第2期コミューン評議会選挙	直接選挙	国家選挙委員会
2008年 7月27日	第4期国民議会議員選挙	直接選挙	国家選挙委員会
2009年 5月17日	第1期首都・州および市・郡・区評議会選挙	間接選挙	国家選挙委員会
2011年 12月11日	ポー・サエン・チェイ区評議会再選挙	間接選挙	国家選挙委員会
2012年 1月29日	第3期上院議員選挙	間接選挙	国家選挙委員会
2012年 6月3日	第3期コミューン評議会選挙	直接選挙	国家選挙委員会
2013年 7月28日	第5期国民議会議員選挙	直接選挙	国家選挙委員会
2014年 5月18日	第2期首都・州および市・郡・区評議会選挙	間接選挙	国家選挙委員会
2017年 6月4日	第4期コミューン評議会選挙	直接選挙	国家選挙委員会
2018年 2月25日	第4期上院議員選挙	間接選挙	国家選挙委員会
2018年 7月29日	第6期国民議会議員選挙	直接選挙	国家選挙委員会
2019年 5月26日	第3期首都・州および市・郡・区評議会選挙	間接選挙	国家選挙委員会

（出所）筆者作成。

（注）2011年のポー・サエン・チェイ区評議会再選挙は、同年5月の同区の新設にともない単独で実施された。

表3 コミュニオン評議会選挙の結果（2002～2017年）

政党名	第1期行政区・地区評議会選挙（2002年2月）				第2期行政区・地区評議会選挙（2007年4月）			
	得票数	得票率	議席数（議長）	議席占有率（議長）	得票数	得票率	議席数（議長）	議席占有率（議長）
カンボジア人民党	2,674,303	61.16	7,703 (1,598)	68.40 (98.58)	3,148,533	60.82	7,993 (1,591)	70.40 (98.15)
フンシンベック党	958,326	21.92	2,211 (10)	19.63 (0.62)	277,545	5.36	274 (2)	2.41 (0.12)
サム・ランシー党	731,150	16.72	1,346 (13)	11.95 (0.80)	1,303,906	25.19	2,660 (28)	23.43 (1.73)
クメール民主党	7,478	0.17	1 (0)	0.01 (0)	7,685	0.15	0 (0)	0 (0)
ノロドム・ラナリット党	—	—	—	—	419,791	8.11	425 (0)	3.74 (0)
ホーン・ダラー民主運動党	—	—	—	—	8,762	0.17	1 (0)	0.01 (0)
民主連盟党	—	—	—	—	1,453	0.03	0 (0)	0 (0)
その他	1,456	0.03	0 (0)	0 (0)	9,194	0.18	0 (0)	0 (0)
有効票	4,372,713	96.23	—	—	5,176,869	97.80	—	—
無効票	171,261	3.77	—	—	116,458	2.20	—	—
合計	4,543,974	100.00	11,261 (1,621)	100.00	5,293,327	100.00	11,353 (1,621)	100.00

政党名	第3期行政区・地区評議会選挙（2012年6月）				第4期行政区・地区評議会選挙（2017年6月）			
	得票数	得票率	議席数（議長）	議席占有率（議長）	得票数	得票率	議席数（議長）	議席占有率（議長）
カンボジア人民党	3,631,082	61.80	8,292 (1,592)	72.36 (97.49)	3,540,056	50.76	6,503 (1,156)	56.20 (70.23)
フンシンベック党	222,663	3.79	151 (1)	1.32 (0.06)	132,319	1.90	28 (0)	0.24 (0)
サム・ランシー党	1,224,460	20.84	2,155 (22)	18.81 (1.35)	—	—	—	—
ノロドム・ラナリット党	170,962	2.91	52 (0)	0.45 (0)	—	—	—	—
民主連盟党	26,916	0.46	8 (0)	0.07 (0)	122,882	1.76	4 (0)	0.03 (0)
人権党	580,483	9.88	800 (18)	6.98 (1.10)	—	—	—	—
カンボジア国籍党	16,616	0.28	1 (0)	0.01 (0)	2,161	0.03	0 (0)	0 (0)
救国党	—	—	—	—	3,056,824	43.83	5,007 (489)	43.27 (29.71)
クメール民族統一党	—	—	—	—	78,724	1.13	24 (1)	0.21 (0.06)
蜂の巣民主党	—	—	—	—	31,334	0.45	1 (0)	0.01 (0)
草の根民主党	—	—	—	—	4,981	0.07	5 (0)	0.04 (0)
その他	2,537	0.04	0 (0)	0 (0)	4,630	0.07	0 (0)	0 (0)
有効票	5,875,719	98.03	—	—	6,973,911	98.12	—	—
無効票	118,273	1.97	—	—	133,484	1.88	—	—
合計	5,993,992	100.00	11,459 (1,633)	100.00	7,107,395	100.00	11,572 (1,646)	100.00

（出所）国家選挙委員会（NEC）発表の選挙結果をもとに筆者作成。

（注）網掛け部分は連立内閣を構成する与党を示す。

## 2. 間接選挙の導入——2006年上院議員選挙と村長選挙

第1期コミュニオン評議会選挙で圧勝した人民党は、翌2003年7月の第3期国民議会議員選挙で47.35%の票を獲得し、前回比9議席増の73議席を得て圧勝した。また、サム・ランシー党の伸張も顕著であり、得票率21.87%で前回比9議席増の24議席を獲得した。他方、フンシンベック党は退潮傾向に歯止めがかからず、得票率20.75%で前回比14議席減の26議席に終わった。

引き続きフンシンベック党との連立内閣を樹立した人民党は、2005年5月に「上院議員

選挙に関する法律」を制定し、2006年1月に第2期上院議員選挙を実施した<sup>18</sup>。上院議員選挙の最大の特徴は、選挙権を国民議会議員(123人)とコミューン評議会議員(11,261人)のみに付与する間接選挙という点にある。なお、選挙区の区割りとは議席決定方法、議席配分方式は、全国を8つの選挙区に区割りし、ドント式による比例代表制である。

選挙権を有する国民議会議員とコミューン評議会議員は通常、自らの所属政党に投票すると考えられるため、この選挙制度のもとでは、国民議会の約6割とコミューン評議会の約7割の議席を有する人民党が圧勝することは、選挙前から自明であった。選挙結果は、59議席中、人民党が45議席、フンシンペック党が10議席、サム・ランシー党が2議席となり、人民党のみが改選前よりも議席を増やした。

上院選挙に続いて人民党が導入したのは、村長選挙である。この選挙の導入は、地方村落の末端における人民党支配を決定づけるものとして極めて重要な意味をもった。村長選挙について規定した2006年3月17日付の内務省指導によれば、村長はコミューン評議会議員による間接選挙によって選出される。すなわち、上院議員選挙と同様、一般住民は選挙権をもたない間接選挙である。

コミューン評議会は、住民のなかから複数の村長候補を選ぶ。実際には、各政党がそれぞれ候補者を擁立することとなる。また、村長を補佐する副村長(1人)と村委員(1人)は、村長の提案に基づき、コミューン評議会が任命する<sup>19</sup>。そして、もっとも重要な点は、村長の任期を無期限と規定したことである(Krasuong Mahaphtey 2006)。

村長選挙は2006年6~7月、コミューン評議会ごと実施された。先述のように、人民党は98.58%のコミューン評議会で過半数を占めていたので、人民党が推す候補者が当選することは投票前から明らかであった。

たとえば、筆者が入手したプノンペンのチョムカー・モー区人民党委員会の内部資料によれば、チョムカー・モー区内の11のコミューン評議会では2006年6月に村長選挙が実施され、全88カ村において人民党が村長ポストを獲得した(Kanapak Pracheachon Kampuchea 2006)。人民党が過半数を占める他の評議会においても、結果はチョムカー・モー区と同様であると推察される。

こうして、それまで任命制によって村長ポストを独占してきた人民党は、選挙を通じて

---

<sup>18</sup> 第1期上院(1999年3月~2006年3月)は、国王による任命議員2人のほか、国民議会における議席占有率に応じて各政党が議員を任命した(人民党31人、フンシンペック党21人、サム・ランシー党7人)。したがって、第1期上院の選挙は実施されなかった。第1期上院の任期は5年(第2期以降は6年)であったが、2004年2月と2005年2月に、1年ずつその任期を延長した。

<sup>19</sup> 2018年1月時点における全国の村の数は14,383カ村である。村長、副村長、村委員の給与の月額額は、2018年4月時点で次のとおり。村長:250,000リエル(約62.5米ドル)、副村長:200,000リエル(約50米ドル)、村委員:180,000リエル(約45米ドル)。

ほぼすべての村長ポストと民主的正当性を獲得したのである。しかも、村長の任期は無期限とされたため、人民党は村長ポストを永続的に維持することが確定した。

以上の4つの選挙（2002年コミューン評議会選挙、2003年国民議会議員選挙、2006年上院議員選挙、2006年村長選挙）が、人民党の勝利を確実にする選挙サイクルの1巡目である。

### 3. 選挙サイクルの完成——首都・州評議会選挙と市・郡・区評議会選挙

2007年4月の第2期コミューン評議会選挙から、選挙サイクルは2巡目に入った。前年に上院議員選挙が導入されたため、コミューン評議会選挙は単にコミューン評議会議員を選出すると同時に、間接的に上院議員を選出するという意味を併せもつことになった。

人民党は、2007年の第2期コミューン評議会選挙で60.82%の票を得て、1,621選挙区中1,591選挙区で第一党となった（表3を参照）。さらに翌2008年7月の第4期国民議会議員選挙では、58.11%の票を獲得し、前回比17議席増の90議席を得て圧勝を収めた。

直接選挙であるこれらの選挙では、村長が人民党の集票マシンの一翼を担った。筆者は両選挙において選挙監視活動に従事した際、人民党の村長や副村長が党員である住民をまとめて村から投票所へ誘導し、投票所に掲示されている選挙人名簿を確認して各党員が投票する部屋を指示したり<sup>20</sup>、自身が投票を済ませた後も投票所の敷地内に座り込み、住民が投票する様子を監視したりしている姿を複数の投票所で目にした。同様の行為は、他の地域でも選挙監視員によって目撃された（COMFREL 2008）。

選挙サイクルの2巡目の最後は、2009年5月に実施された第1期首都・州および市・郡・区評議会選挙である。コミューン評議会議員による間接選挙である同選挙は、上院議員選挙と村長選挙と同様、人民党の勝利は投票前から明白であった。選挙結果は、人民党が全選挙区で第一党となり、すべての首都・州評議会議長ポストと市・郡・区評議会議長ポストを独占した（表4および表5を参照）。これにより首都・州レベルから村レベルに至るまで選挙が導入されたことになり、ここに人民党の勝利を確実にする選挙サイクルが完成した。

以後、表2に示したとおりこの選挙サイクルが繰り返されている。2013年7月の第5期国民議会議員選挙では、人民党は得票率が48.83%に低下し、前回比22議席減の68議席となる一方、野党勢力の合流によって2012年に発足した救国党が、44.46%の票を得て55議席を獲得する躍進をみせた。さらに2017年6月の第4期コミューン評議会選挙でも救国党が党勢を拡大した（表3を参照）。これに危機感を覚えたフン・セン政権は同年後半、救国党のクム・ソカー党首を外国との通謀による国家反逆の容疑で逮捕し、救国党を解党し

---

<sup>20</sup> 本来は投票所役員の職務のひとつであり、村長や副村長でも、自身が投票するとき以外は投票所の敷地内に入ってはならないことになっている。



たうえで同党幹部 118 人を 5 年間の政治活動禁止に追い込んだ。こうして迎えた 2018 年 2 月の第 4 期上院議員選挙と同年 7 月の第 6 期国民議会議員選挙は、人民党が全議席を独占する結果に終わり、カンボジアは再び独裁体制へと回帰しつつある。

表4 首都・州評議会選挙の結果（2009～2019年）

政党名	第1期（2009年5月17日）		第2期（2014年5月18日）		第3期（2019年5月26日）	
	議席数	議席占有率	議席数	議席占有率	議席数	議席占有率
カンボジア人民党	302	80.75	306	77.86	550	98.39
サム・ランシー党	61	16.31	—	—	—	—
フンシンベック党	6	1.60	1	0.25	3	0.54
ノロドム・ラナリット党	5	1.34	—	—	—	—
救国党	—	—	86	21.88	—	—
クメール民族統一党	—	—	—	—	6	1.07
合計	374	100.00	393	100.00	559	100.00

（出所）国家選挙委員会資料をもとに筆者作成。

表5 市・郡・区評議会選挙の結果（2009～2019年）

政党名	第1期（2009年5月17日）		第2期（2014年5月18日）		第3期（2019年5月26日）	
	議席数	議席占有率	議席数	議席占有率	議席数	議席占有率
カンボジア人民党	2,264	78.61	2,234	76.22	3,484	98.00
サム・ランシー党	522	18.13	—	—	—	—
フンシンベック党	55	1.91	17	0.58	33	0.93
ノロドム・ラナリット党	39	1.35	—	—	—	—
救国党	—	—	679	23.17	—	—
民主連盟党	—	—	1	0.03	—	—
クメール民族統一党	—	—	—	—	38	1.07
合計	2,880	100.00	2,931	100.00	3,555	100.00

（出所）国家選挙委員会資料をもとに筆者作成。

## おわりに

1979 年から 40 年以上の長期政権を担うカンボジア人民党は、その支配の維持・強化を目的に、地方議会と地方選挙をどのように活用しているだろうか。この点について明らかにするための準備作業として、本章は、人民革命党が党国家建設を進めた 1980 年代と民主的政治制度を採用した現体制下における、党組織を通じた人民党による地方支配の構造を、地方議会と地方選挙に焦点を当てて検討した。

第 2 節で論じたように、人民党は現体制下においても、国家機関と不可分に結び付いた党組織を通じて地方における堅固な支配を維持している。また、第 3 章で指摘したように、

人民党が民主化と地方分権化の推進を掲げながら 2000 年代に導入した地方レベルの評議会選挙と上院議員選挙は、結局のところ同党による一党支配体制を確立するための制度設計にほかならなかった。つまり、現体制下のカンボジアにおける地方選挙は、人民党支配を支える選挙サイクルの重要な一部を構成しているのである。

本章では十分に検討できなかったが、地方選挙や地方議会が人民党支配の維持・強化に果たす役割は他にもいくつか考えられる。たとえば、2009年に首都・州評議会と市・郡・区評議会を新設してその選挙で勝利することで、人民党はこれらの評議会における4,000以上もの政治ポストを党内に広く分配することができるようになった。内務省職員として定年退職を迎えた（ないしは間もなく定年退職する）州知事ら地方党幹部が州評議会議長のポストに就いたり、30歳代の若手党員が地方評議会にポストを得たりしているのは、その一例といえる。つまり、地方評議会は人民党内における権力分有という機能を有しているのである。

他にも、とくにコミュン評議会選挙は翌年に控える国民議会議員選挙に向けた政治マシンの引き締めや情報収集の機能を、各レベルの地方評議会は政治ポストの配分を通じた反対勢力の取り込みと分断といった役割を、それぞれ果たしていると考えられる。これらの点に関する実証的な分析は、最終年度となる来年度の研究会における課題とし、人民党がその支配の維持・強化を目的に地方議会と地方選挙をどのように活用しているかを、より多角的な視点から明らかにしたい。

#### <参考文献>

##### <クメール語文献>

- Akka Lekhathikarathan Krom Pruksar Thammanunh [憲法評議会事務局] 2011. *Raththammanunh Tanglay Nai Kampuchea* [カンボジアの全憲法]. Phnom Penh: Akka Lekhathikarathan Krom Pruksar Thammanunh.
- Dy, Khamboly 2007. *Pravattisastr Kampuchea Pracheathipatey (1975-1979)* [民主カンボジアの歴史 (1975-1979年)]. Phnom Penh: Documentation Center of Cambodia (DC-CAM)
- En, Yoeun 2018. *Sthaban Rathabal Nai Preah Reacheanachakr Kampuchea* [カンボジア王国の行政機関]. 3rd edition, Phnom Penh: Samohakam En Yoeun.
- Kanapak Pracheachon Kampuchea [カンボジア人民党] 2006. “Rabaykar Sdei Pi Karbohchhnnot Chrusrus Me Phoum Knong Khan Chamkar Mon [チョムカー・モーン区における村長選出選挙に関する報告書].” Kanakkamathikar Kanapak Pracheachon Kampuchea Khan Chamkar Mon.
- Krasuong Mahaphtey [内務省] 2006. “Sechkdei Naenoam Baebbat Nitevithi Nai Kar Chrusrus Me

Phoum Kar Chol Kan Damnaeng Kar Phlaspdo Me Phoum Kar Taengtang Chomnouykar Me Phoum Ning Touneati Phearkech Rabeabrabob Thveu Kargear Rabos Phoum [村長の選出、就任、交代、助役の任命の方法・手続きならびに村行政の職務、職責、方法に関する指導].”

Pak Pracheachon Padivatt Kampuchea [カンプチア人民革命党] 1985. *Lakkhantikak Pak*

*Pracheachon Padivatt Kampuchea* [カンプチア人民革命党規約]. Phnom Penh: Kanak Khosna Aprom Machchhim.

Sathearanarath Pracheameanit Kampuchea [カンプチア人民共和国] 1986. “Sechkdei Naenoam

Lekh 16 S. N. N. Sdei Pi Touneati Phearkech Ning Kbalmaschin Chattang Rabos Kanakkamathikar Pracheachon Padivatt Khet Krong [州・特別市人民革命委員会の職務と職責および指導部組織に関する指導 16 号].” *Reachkech* [官報]. (8): 393-405.

——1988a. “Sechkdei Somrech Lekh 34 S. S. R. Sdei Pi Touneati Phearkech Ning Rachanasampanth Chattang Rabos Kanakkamathikar Pracheachon Padivatt Khum [行政区人民革命委員会の職務と職責および組織構造に関する決定 34 号].” *Reachkech* [官報]. (3): 61-64.

——1988b. “Sechkdei Somrech Lekh 71 S. S. R. Sdei Pi Touneati Phearkech Ning Rachanasampanth Chattang Rabos Kanakkamathikar Pracheachon Padivatt Srok [郡人民革命委員会の職務と職責および組織構造に関する決定 71 号].” *Reachkech* [官報]. (5): 171-174.

<日本語文献>

岡島克樹 2017. 「カンボジアにおける地方行政制度の変遷——2000年代後半以降の動きとその特徴——」『人間社会学会誌こみゆにか』(11): 18-38.

高橋宏明 2001. 「近現代カンボジアにおける中央・地方行政制度の形成過程と政治主体」天川直子編『カンボジアの復興・開発』アジア経済研究所.

塩川伸明 1993. 『終焉の中のソ連史』朝日新聞社.

自治体国際化協会シンガポール事務所 2015. 『カンボジアの地方行政』自治体国際化協会.

山田裕史 2011. 「ポル・ポト政権後のカンボジアにおける国家建設——人民党支配体制の確立と変容」博士（地域研究）論文, 上智大学.

——2015. 「カンボジア人民党による体制維持戦略：議会を通じた反対勢力の取り込み・分断と選挙への影響」山田紀彦編『独裁体制における議会と正当性 —中国、ベトナム、ラオス、カンボジア—』日本貿易振興機構アジア経済研究所.

四本健二 1999. 『カンボジア憲法論』勁草書房.

<英語文献>

- Case, William 2011. *Executive Accountability in Southeast Asia: The Role of Legislatures in New Democracies and under Electoral Authoritarianism*. Honolulu: East-West Center.
- COMFREL (Committee for Free and Fair Elections in Cambodia) 2008. *2008 National Assembly Elections: Final Assessment and Report*. Phnom Penh: COMFREL.
- Eng, Netra 2016. “Decentralization in Cambodia: New Wine in Old Bottles.” *Public Administration and Development* (36): 250-262.
- Eng, Netra and Sophal Ear 2016. “Decentralization Reforms in Cambodia.” *Journal of Southeast Asian Economies* 33 (2): 209-223.
- Gottesman, Evan 2002. *Cambodia After the Khmer Rouge: Inside the Politics of Nation Building*. New Haven and London: Yale University Press.
- Heder, Steve 1995. “Cambodia’s Democratic Transition to Neoauthoritarianism.” *Current History* 94 (596): 425-429.
- Heng, Seiha, Kim Sedara and So Sokbunthoeun 2011. *Decentralised Governance in a Hybrid Polity: Localisation of Decentralisation Reform in Cambodia*. Phnom Penh: Cambodia Development Resource Institute (CDRI).
- Hughes, Caroline and Kheang Un 2011. “Cambodia’s Economic Transformation: Historical and Theoretical Frameworks.” In *Cambodia’s Economic Transformation*, edited by Caroline Hughes and Kheang Un. Copenhagen S, Denmark: NIAS Press, 1-26.
- Kim, Sedara and Joakim Öjendal 2007. *Where Decentralisation Meets Democracy: Civil Society, Local Government, and Accountability in Cambodia*. Phnom Penh: Cambodia Development Resource Institute (CDRI).
- Morgenbesser, Lee 2016. *Behind the Facade: Elections Under Authoritarianism in Southeast Asia*. Albany: State University of New York Press.
- Slocomb, Margaret 2003. *The People’s Republic of Kampuchea 1979-1989: The Revolution After Pol Pot*. Chiang Mai: Silkworm Books.
- Un, Kheang 2005. “Patronage Politics and Hybrid Democracy: Political Change in Cambodia, 1993-2003.” *Asian Perspective* 29(2): 203-230.
- 2011. “Cambodia: Moving away from Democracy?” *International Political Science Review* 32(5): 546-562.